利用申込受付中!



※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。





医療機関・薬局の受付

医療機関や薬局の受付で マイナンバーカードを 顔認証付きカードリーダーに 置いて本人確認!

カードの顔写真を機器で確認します。※顔写真は機器に保存されません。

どんないいことがあるの?

より良い医療が 可能に!

本人が同意すれば、 初めての医療機関でも、 今までに使った薬剤情報・診療情報等が 医師等と共有できる!

自身の健康管理に 役立つ!

マイナポータルで 自身の薬剤情報・診療情報等が 閲覧できる!

紙の医療券・調剤券が 電子化されることにより、 管理に関する負担の軽減や、 紛失等による再発行手続きが 不要になる!

医療券・調剤券として 使える!



 ※:マイナンバーカードの医療券・調剤券利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー (12桁の数字)を取り扱うことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づくことはありません。
※:急迫した事由その他やむを得ない事情がある場合には、従来の紙の医療券・調剤券により医療機関等を受診することになります。

5



マイナンバーカードで医療券・調剤券が確認できる仕組み

 お住まいの地域の福祉事務所の職員が、生活保護受給者の情報や医療券・調剤券情報を事前に 管理システムへ登録することで、医療機関・薬局において、生活保護受給者の資格情報、医療券・ 調剤券情報のほか、本人の同意があれば、診療情報や薬剤情報、健診情報が確認できます。

